

一般社団法人建築情報学会定款

第一章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人建築情報学会と称する。

2 英文では、この法人を Architectural Informatics Society (略称 AIS) と表記する。

第2条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第3条 (目的)

この法人は、人間の環境的構築や創造における情報の役割に関する研究と実践を対象とする建築情報学の促進に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 オンラインおよび出版による建築情報学関連情報の査読・公開・発信
- 二 研究成果発表および意見交換のための集会とオンライン交流
- 三 人材育成プログラムの運営と教材の提供
- 四 国内外の関係団体・機関との連絡および協力
- 五 その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第5条 (公告)

この法人の公告は、電子公告による。

第二章 会員

第6条 (会員の種類と社員)

この法人の会員の種類は、次の4種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 大学（高等専門学校および短期大学を含む）、大学院またはこれらに準じる学校の在学生で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人、法人または団体
- (4) 名誉会員 建築情報学の発展に関する功績またはこの法人に対する貢献が特に顕著な者で、社員総会の決議をもって推薦された個人

第7条 (入会)

この法人に入会を希望する者は、社員総会の定めるところにより入会の申込を行い、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会において名誉会員に推薦された者は入会の申込を要さず、本人の承諾をもって会員とする。

第8条 (会費)

会員は、別途定める会費規則に従い、会費を納入しなければならない。

2 会費を納入していない、または会費の対象期間を経過した会員については次条2項の休会として扱う。

3 前2項の規定にかかわらず、名誉会員は会費を納入することを要さない。

第9条 (任意退会・休会)

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に、退会することができる。ただし、その会員が次条第1項の各号に該当するときは、会長はその事項を審議する社員総会が終了するまで退会届を受理しないことができる。

2 正会員および学生会員は、会費の対象期間を経過したときは、休会として扱われる。休会中は会員としての権利と義務が停止される。休会した会員は、新たな対象期間の会費を支払うことと、任意に、復会することができる。

3 前項の休会は代議員たる正会員の任期および資格には影響を与えない。

第10条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会における決議の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款または規則に違反したとき
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他の正当な事由のあるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、会長はその会員に対し除名する旨を遅滞なく通知するものとする。

第11条 (会員の資格喪失)

前二条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 会費を2年以上滞納したとき
- 二 全ての代議員の同意があったとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である法人若しくは団体が解散したとき

第12条 (会員の資格喪失に伴う権利および義務)

会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費はこれを返還しない。

第13条 (正会員の権利)

正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号、以下「法人法」という。）に規定する次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- 一 法人法第14条第2項に規定する定款の閲覧等の権利
 - 二 法人法第32条第2項に規定する社員名簿の閲覧等の権利
 - 三 法人法第50条第6項に規定する社員の代理権証明書面等の閲覧等の権利
 - 四 法人法第51条第4項に規定する書面による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - 五 法人法第52条第5項に規定する電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - 六 法人法第57条第4項に規定する社員総会の議事録の閲覧等の権利
 - 七 法人法第129条第3項に規定する計算書類等の閲覧等の権利
 - 八 法人法第229条第2項に規定する清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
 - 九 法人法第246条第3項および法人法第256条第3項に規定する合併契約等の閲覧等の権利
- 2 正会員は、代議員選出のための選挙の選挙権および被選挙権を有する。
- 3 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

第三章 代議員

第14条 (代議員)

この法人に、7名以上13名以内の代議員を置く。

第15条 (社員)

この法人は、前条に規定する代議員をもって、法人法上の社員とする。

第16条 (代議員の選出)

代議員は、正会員による選挙によって選出する。代議員選挙を行うための必要な選挙規則は社員総会において定める。

2 代議員は、正会員の中から選出されることを要する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

3 理事または社員総会は、代議員を選出することはできない。

4 代議員選挙は、2年に1度実施する。

5 代議員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充しなければならない。

第17条 (代議員の任期)

代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、それまでに代議員選挙が実施された場合はその終了時までとする。いずれの場合も再任を妨げない。

2 欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、代議員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員の解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、その訴訟が終結するまでの間、その代議員は社員たる地位を失わない。ただしその代議員は、役員の選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しない。

4 代議員は、任期終了後においても、新たな代議員が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第18条 (代議員の解任)

代議員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。

一 この法人の定款に違反したとき

二 この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により代議員を解任しようとする場合は、その代議員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、社員総会における決議の前に、弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (代議員の資格の喪失)

代議員である正会員が、第11条の規定により正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失するものとする。

第20条 (代議員の報酬)

代議員は無報酬とする。

第四章 社員総会

第21条 (構成)

社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

第22条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 役員の選任および解任、代議員の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 各事業年度の事業報告および決算
 - 四 各事業年度の事業計画および予算
 - 五 会費等の金額
 - 六 会員の除名
 - 七 解散および残余財産の処分
 - 八 理事が総会に付議した事項
 - 九 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
- 2 前項にかかわらず、社員総会において、あらかじめ書面をもって通知した総会の目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。

第23条（開催）

定時社員総会は毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当するとき、これを開催する。

- 一 社員総会において開催の決議がなされたとき
- 二 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員により、会長に対して、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があつたとき

第24条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第二項第二号の規定による請求があつたときは、その通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面によって議決権行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

第26条（議決権）

社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

第27条（定足数）

社員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第28条（決議）

社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- 一 会員の除名

- 二 理事および監事の解任
- 三 代議員の解任
- 四 定款の変更
- 五 解散および残余財産の処分
- 六 その他法令またはこの定款で定められた事項

第29条 (議決権の代理および書面決議)

社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって評決し、又は他の代議員を代理人として評決を委任することができる。

2 社員総会の決議について、社員総会の招集通知において書面又は電磁的方法により議決権行使することができるとされているときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出することができる。

3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第30条 (報告の省略)

理事または代議員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなすものとする。

第31条 (議事録)

社員総会の議事については、代議員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）を記載又は記録するほか、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第五章 役員

第32条 (役員の設置)

この法人に次の役員をおく。

- 一 理事 3名
 - 二 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員を補充するものとする。
- 4 会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 5 理事について、その理事およびその配偶者または3親等以内の親族、その他公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律施行令第4条に定める特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。役員についても同様とする。

第33条 (理事の選出)

役員は、社員総会において、これを選任する。

- 2 会長および副会長は、理事の互選によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

第34条 (理事の職務および権限)

理事は、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監事に報告しなければならない。

第35条（監事の職務・権限）

監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- 一 理事の職務の執行およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成すること
- 二 理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすること
- 三 社員総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会に報告すること
- 五 前号の報告をするため必要があるとき、会長に社員総会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日の翌日から起算して5日以内に、その請求があった日の翌日から起算して2週間以内の日を社員総会とする招集通知が発せられない場合は、直接、社員総会を招集すること
- 六 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- 七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- 八 その他、監事に認められた法令上の権限行使すること

第36条（役員の任期）

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 役員の再任は、通算で3期までとする。ただし、70歳を超えての再任は認めない。
- 3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員の地位にある。

第37条（役員の解任）

役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならぬ。

第38条（報酬等）

役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第39条（顧問）

この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、社員総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問は、会長または社員総会の諮問に応え、会長または社員総会に対し、意見を述べることができる。

第40条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

第41条（事業計画および収支予算）

この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第42条（事業報告および決算）

この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、監査報告書を添付の上、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第43条（会計原則）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第七章 定款の変更、合併および解散

第44条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

第45条（合併等）

この法人は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

第46条（解散）

この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

第47条（剰余金の処分制限）

この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第48条（残余財産の処分）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の一般社団法人若しくは一般財団法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第八章 委員会等

第49条（委員会等）

この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、社員総会の決議により、委員会およ

び必要な地に支部（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

3 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事に付与された職務権限を制約することはできない。

第50条（事務局）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長、副事務局長、事務局委員および所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第九章 情報公開等

第51条（備付帳簿および書類）

この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- 一 定款
 - 二 会員名簿
 - 三 代議員名簿
 - 四 役員の名簿
 - 五 事業計画および予算
 - 六 事業報告および決算
 - 七 監査報告書
 - 八 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 九 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - 十 定款に定める機関のうち、社員総会の議事に関する書類
 - 十一 その他法令で定める帳簿ならびに書類
- 2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

第十章 補足

第52条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第53条（定款に定めのない事項）

本定款に定めにない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

第1条（施行日）

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

第2条（最初の事業年度）

この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年11月30日までとする。

第3条（会員の移行）

従来の任意団体建築情報学会（AIS）の正会員（個人会員）または学生会員、賛助会員は、第7条の規定にかかわらず、この法人の成立の日をもって、入会の申込があり社員総会の承認を受けたものとみなし、それぞれこの法人の正会員または学生会員、賛助会員となる。ただし、令和5年2月28日までに、この法人の会員にならない旨の意思表示をしたものを除く。

第4条（設立時役員）

この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時会長（設立時代表理事） 池田 靖史

設立時理事 豊田 啓介

設立時理事 志手 一哉

設立時監事 長島 雅則

設立時監事 松村 秀一

2 設立時役員の任期は、第36条第1項の規定に関わらず、令和6年度に開催される定時社員総会の終結の時までとする。

3 設立時役員が、令和6年度に開催される定時社員総会において役員に選任された場合には、その再任は第36条第2項に定める再任回数には含めないものとする。

第5条（設立時社員の氏名または名称および住所）

設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 【定款原本に記載】 氏名 池田 靖史

設立時社員 住所 【定款原本に記載】 氏名 志手 一哉

第6条（設立後最初の社員総会）

第14条ないし第16条の規定にかかわらず、設立後最初の社員総会は、前条の社員をもって開催する。

以上、一般社団法人建築情報学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年2月27日

設立時社員 池田 靖史 印

設立時社員 志手 一哉 印